

**【意見の対象】**

全体

**【内容・理由】**

独占禁止法は、「公正且つ自由な競争を促進すること」で、一般消費者の利益を確保すること等を目的（第1条）とする法律であり、直接、「競争」に大きな影響を与えない行為の規制については、一義的には、個人情報保護法や消費者契約法等の消費者保護関連法令に任せるべきである。例えば、本考え方（案）の5（1）ウ及び5（2）イでは、個人情報の取得、利用についての安全管理措置を講じていない場合が、優越的地位の濫用となる行為類型としてあげられているが、これらは、基本的には、個人情報保護法でカバーすべき領域と考える。

仮に、いわゆるプラットフォーマー規制として、独占禁止法を活用する方向性であったとしても、個人情報保護法上の規制と独占禁止法上の規制との違いを明確にして頂きたい。これに関連し、個人情報保護法上の規制と独占禁止法の規制とが重複する部分に関しては、両方の法律が適用となる可能性があるのか、どちらかの法律が優先するのかを明確にして頂きたい。また、個人情報保護法上違法と解されない行為についても独占禁止法上違法とされることがあると思われるが、個人情報保護法上違法と解されない行為のうちどのような行為が規制されるのか具体例を挙げていただきたい。

**【理由】**

事業者は、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護法に違反しないよう事業活動を実施していた。この点に関してさらに独占禁止法の規制がされるのであれば、事業者の事業活動を過度に制限しないよう、どのような行為についてどのような規制がかかるのか、明確な基準が必要である。

**【意見の対象】**

全体

**【内容】**

デジタル・プラットフォーマーへの課徴金適用の可否を明確にして頂きたい。現行法上、課徴金は「当該行為の相手方に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の1%」とする旨定められているが、無料でサービスを提供するデジタル・プラットフォーマーの場合にはどのように考えるのか。

**【理由】**

課徴金適用可否・内容は事業者にとって重要な点であり、この点を明確にするため。

**【意見の対象】**

「はじめに」

**【内容】**

「個人情報等」の想定する「個人情報以外の情報」とはどのような情報か、また、「個人情報以外の情報」に関して優越的地位の濫用となる行為類型を明確にしていきたい。

**【理由】**

優越的地位の濫用となる行為類型の記載において、「個人情報」の取得利用については個人情報保護法と重複する内容で概ね類型化されているといえるが、「個人情報等」の取得利用についてはほぼ類型化されていない。個人情報等以外の情報とは多種多様な情報があるのだから、対象・規制される行為類型を明示しなければ、本考え方の趣旨である法の運用の透明性、デジタル・プラットフォーマーの予見可能性の向上に資さない。

**【意見の対象】**

2 「取引の相手方（取引する相手方）」の考え方

**【内容】**

本ガイドラインの制定後は、デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引以外の取引についても、消費者を「取引の相手方」と考えることになるかを確認したい。

**【理由】**

優越的地位の濫用における「取引の相手方」は、これまで事業者を想定していると理解していたが、本ガイドラインはそのような前提に立っていないため、本ガイドライン制定後の優越的地位の濫用一般に関する公正取引委員会の解釈を確認するため。

**【意見の対象】**

3 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方

**【内容】**

優越的地位に関する判断要件について、本考え方（案）の基準が適当であるとは考えられないことから、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越的地位の濫用ガイドライン）の基準に従って判断すべきであり、デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引において、その基準を変える必要はないと考える。

#### 【理由】

優越的地位の濫用ガイドラインでは、(1) 乙の甲に対する取引依存度、(2) 甲の市場における地位、(3) 乙にとっての取引先変更の可能性、(4) その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮するとされているが、本考え方(案)においては、3(2)において、①消費者にとって、代替可能なサービスが存在しない場合、②代替可能なサービスが存在していたとしても当該デジタル・プラットフォーマーの提供するサービスの利用を止めることが事実上困難な場合、又は③当該デジタル・プラットフォーマーが、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の取引条件を左右することができる地位にある場合という要件が示されており、総合的考慮ではなく、①～③のいずれかの要件に該当すれば優越的地位にあると認定することとなっている。

また、本考え方(案)の3(2)①、②については、代替可能なサービスの有無やサービスの利用を止めることが事実上困難であるかどうかは、消費者1人1人のサービスの利用状況や利用方法等によって異なってくるものであり、ある1人の消費者にとっては代替可能なサービスはない、もしくは、利用せざるを得ないという場合であっても、該当してしまうおそれがある。また、③については、事業者対事業者のように取引条件を交渉できる場面は想定できないため、ほぼすべての場合に該当してしまうおそれがある。

#### 【意見の対象】

- 3 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方  
(1)、(2)

#### 【内容】

(1)、(2)において「消費者がデジタル・プラットフォーマーから不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォーマーの提供するサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ない」との記載があるが、これは、「消費者がデジタル・プラットフォーマーから不利益な取扱いを受けても、消費者がこれを受け入れざるを得ない」の意味でないか、確認したい。

#### 【理由】

原文の記載によると、サービス利用のために一定の情報提供を必須とする場合、すべてこれに該当することになるとも考えられるため。

#### 【意見の対象】

- 3 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方  
(2)

### 【内容】

「取引することの必要性」の判断にあたり、「③当該デジタル・プラットフォーマーが、その意思で、ある程度自由に、……その他各般の取引条件を左右することができる地位にある場合には、通常、当該デジタル・プラットフォーマーは消費者に対し取引上の地位が優越している」との記載があるが、「ある程度自由に」「その他各般の取引条件を左右することができる地位にある」とはどのような場合が該当するのか具体的に示していただきたい。

### 【理由】

本考え方の記載によると、ほとんどのデジタル・プラットフォーマーが優越的地位にあることになると考えられるが、その範囲が明確でないため。

### 【意見の対象】

#### 5 優越的地位の濫用となる行為類型

### 【内容】

個人情報の取得、利用について、「やむを得ず同意した場合」に該当する要件については、より明確にするべきである。

### 【理由】

本考え方（案）では、優越的地位の濫用に当たる行為類型が示されているところ、5

（1）イ及び5（2）アにおいて、「消費者の意に反して」個人情報を取得、利用する場合を示し、特に注意書き（（注3）、（注6）、（注7））において、個人情報の取得、利用について、「やむを得ず同意した場合」には当該同意が消費者の意に反するものと判断される場合がある旨を記載している。

現在、事業者は、消費者が画面上で同意ボタンを押下する等した場合に消費者の同意があったとすることが多いが、たとえ同意ボタンの押下があった場合であっても、事後的に、単に消費者が「やむを得ず同意した」と申告しただけで、消費者の意に反するものと判断されることになれば、事業者にとっては予見可能性が小さく、安定的にサービスを提供することが難しくなってしまう。

### 【意見の対象】

#### 5 優越的地位の濫用となる行為類型

##### （1）個人情報等の不当な取得

### 【内容】

エ（注5）は、「従来提供していたサービスとは別に、追加的なサービスを提供する場合であって、消費者が当該追加的なサービスの提供を受けるに当たり、その対価として追加的な個人情報等を提供させる場合は、通常、問題とならない。」とあるが、多面市場の場における消費者にとり、消費者ではない多数の他の利用者へアクセスできること自体に価値があると思われるが、多数の他の利用者が増加すること等をもって追加的なサービスの提供に該当するか、あるいは、消費者の個人情報等の追加的な提供の必要性と追加的なサービスの提供との間には直接的な関連が必要かを確認したい。

### 【理由】

追加的な個人情報等の提供を事業者が要求する場合について、優越的地位の濫用に通常該当しないケースを明確にするため。

### 【意見の対象】

- 5 優越的地位の濫用となる行為類型
- (2) 個人情報等の不当な利用

### 【内容】

(2) アは、利用目的の達成に必要な範囲を超えた、消費者の意に反する個人情報の利用を、(2) イは、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じないでの個人情報の利用をそれぞれ優越的地位の濫用の行為類型として挙げる。しかし、これらのような取引後の行為がなぜ「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」されたことになるのかが不明確である。すなわち、取引終了後は、優越的地位の有無にかかわらず(2) ア、イの行為をすることができるため、優越的地位を「利用して」これらの行為にすることにはならないと考えられる。これらの行為が独占禁止法第2条第9項第5号のイ乃至ハのいずれの項のいずれの文言に該当するかも明確にされたい。

### 【理由】

個人情報保護法違反の行為全般が優越的地位の濫用規制の対象になるかのような記載は、デジタル・プラットフォーマー以外の事業者の経済活動をも委縮させる可能性がある。事業者が事業活動の内容を検討するに当たり、貴委員会が独占禁止法をどのように解釈しているかを参考にする必要があるのであるため。

以 上